

## 「公有水面埋立てに関する取扱いについて」の一部改正について

単位：平方メートル

3)

用途別面積統括表

権者別	免許、竣工の別	免 許 面 積						竣 功 認 可 面 積					
		住宅用地	工場用地	農用地	公共施設用地	その他用地	計	住宅用地	工場用地	農用地	公共施設用地	その他用地	計
公共団体	国												
その他の市町村	市												

(注) 調査左半分の免許面積の欄には、様式1に記載した面積を、右半分の竣工認可面積の欄には、様式2に記載した面積を、埋立権者別、用途別に記載すること。

## ○公有水面埋立て施行令の一部改正について

昭和六一・七・一八 満了日(西暦)

各都道府県知事あて 通締候長(河川課長連絡)

公有水面埋立て施行令の一部を改正する政令(昭和六一年政令第二五七号)は、昭和六十一午年七月十一日に公布・施行され、埋立地を他人に譲渡し、又は他人をして使用せしむることを主たる目的とする理立て以下「分譲理立て」ということを行なうことができる法人が満たすべき基準等の公的主体の出資比率の要件について、地域の総合的発展に著しく寄与すること等の条件を満たす分譲埋立てを実施しようとする場合には、三分の一を超えることをもつて足りることとなつた。これは、理立て事業において民間事業者の能力を活用する機会を擴大するための措置であるが、分譲理立ての性格にかんがみ、地域の総合的発展に著しく寄与する等の条件を満たす事業に対する事業を限定することにより理立ての処分、利用等が公的な意図に沿つて行われることを確保しかつ、法人の基本的な意思決定について公的主体が拒否権を確保することによつて、埋立事業の適正な実施を図ろう

とするものである。したがつて、本政令の施行に當たつては、この趣旨を踏まえ、下記の点に留意の上、過誤のないようにされたい。なお、本改正は、環境保全への配慮等他の免許基準を変更するものではなく、環境に及ぼす影響等について慎重に審査すべきことは従前と同様であるので、念のため申し添える。

一 産業記述

(1) 理立ての利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり、かつ、その内容が埋立て地の位置、用途、周辺地域との関係等からみて適切かつ合理的であること。

(2) 埋立て事業が、次のような客観的な基準に適合する良質な事業であつて、理立ての目的の達成が十分に確実であること。

(3) 産業の振興を図るものにあつては、産業の種類に応じて、工場立地法第四条の準則その他の産業施設の整備の指針等を考慮の上、効率的、効果的な産業活動を行わしめるに足るものであると認められるること。

(4) 生活環境の向上を図るものにあつては、都市計画法第二十二条の開発許可基準等を考慮の上、良好な生活環境を形成するに足るものであると認められるること。

(5) 流通機能の増進を図るものにあつては、流通業務市街地の整備に関する法律第三条に定める基本方針等を考慮の上、高度な流通機能を實現するに足るものであると認められるうこと。

(1) 立地は、少くとも次の各号を満たすこと。  
立地を総合的に整備し、改善し、又は振興するための計画があつて、地方公共団体が自ら策定し、又は承認した計画に沿つて行われることが明らかに理立てであること。

(2) (1)の計画の内容に照らし、当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。

二 工事の竣工後三年内埋立ての処分

スル見込確実ナルモノであるかどうかは、処分計画のみではなく、周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見通しを踏まえて判断すること。